

## 第3章

- 
1. 「学校基本方針」とは
  2. 「学校基本方針」の策定が  
いじめの対策の第一歩
  3. 「学校基本方針」策定の手順と  
「組織」のつくり方

- ① 策定前の事前準備
- ② いじめの問題への取組年間計画の策定
- ③ 「組織」の設置、役割構成員の決定

---

平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が公表された。

いじめ防止対策推進法の第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されており、全ての学校において、「いじめ防止基本方針」(以下、学校基本方針)を策定する必要がある。

本章では、「学校基本方針」の策定に向けたポイントを示した。

---

# ①「学校基本方針」とは

## 「学校基本方針」とは

実効性のある  
行動計画を

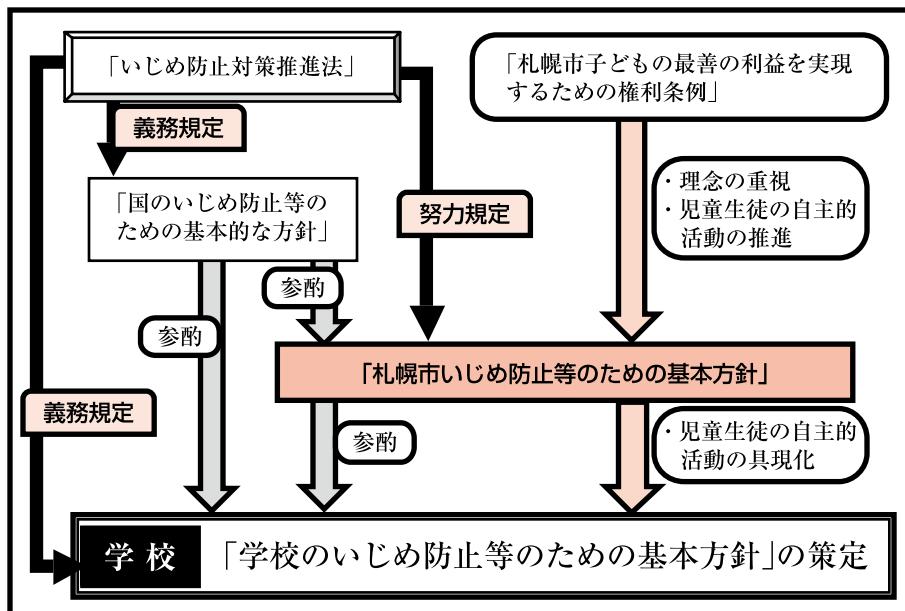
「学校基本方針」は、単なる目標やスローガンにとどまることなく、それを基に学校がいじめ防止等の取組を進め、いじめ問題の克服に向かって実効性のあるものでなければならない。そのためには、いじめ防止等の実施計画や実施体制をより具体的に規定する必要があり、「行動目標」的な内容とするべきである。実効性のある「学校基本方針」とは、それを読めば、いじめ防止等に向けて、

- ・個々の教職員及び学校組織が、今何をすべきかが明確に分かるもの。
- ・保護者や地域の人々が、何をどう協力連携すべきかが分かるもの。
- ・学校が、児童生徒をどのように育てようとしているのか分かるもの。

また、「学校基本方針」の内容は、いじめの定義やいじめ防止等に関する基本的な考え方はもとより、「いじめの防止」（未然防止のための取組）、「早期発見」、「いじめに対する措置」（いじめの解決に向けた対応や再発防止）に関するものとなる。策定に当たっては、各学校で一層効果的ないじめ防止の対策ができるよう、これまでの各学校の取組を再構築することが望まれる。

さらに、「学校基本方針」は、下の図のように、「国といじめ防止等のための基本方針」や「子どもの権利条例」を踏まえた「札幌市いじめ防止等のための基本方針」を参照して策定することが重要となる。

### 【札幌市における「学校のいじめ防止等のための基本方針」の位置付け】



## ②「学校基本方針」の策定がいじめの対策の第一歩

### 「学校基本方針」の策定がいじめの対策の第一歩

各学校においては、「学校基本方針」を策定するに当たって、以下の点に留意することで、絵に描いた餅ではない実効性のある方針を策定し、全教職員でいじめ問題に取り組む契機とすることが大切である。

#### 学校の実状に応じた方針の策定

○学校の実情に応じた基本方針を策定する。

- ・自校の地域の特性や児童生徒の状況を把握する。例えば、転勤等による転出入が毎春多い。今年の2年生の生徒は、小学校の時から仲良しグループが固定しており、他グループの人との関わりが薄い。マンションが多く放課後に集団で遊ぶ公園が少ない等。
- ・校内研修会等で、自校のいじめ対応の課題を洗い出す。例えば、早期対応に向けて組織が機能していない。保護者への連絡が遅い等。

○いじめの未然防止に向けて、子どもの権利条例を踏まえた取組や日常の教育実践を推進する。

- ・挨拶運動、発表の仕方など授業規律の重視など現在実施している教育活動を、改めていじめ防止の視点から見直して方針に盛り込む。
- ・いじめ防止に向けた児童会、生徒会の主体的な取組を位置付ける。

○いじめ防止等の対策に向けた組織を設置し、組織的対応を位置付ける。

- ・いじめを過小評価したり特定の教員で抱え込んだりせず、全教職員でいじめの状況を共有する。
- ・いじめを発見できても対応しなければいじめは深刻化する。いじめ解消に向けて、役割分担が明確な組織を中心とした取組を進める。

○保護者、地域の人々から学校いじめ方針の理解といじめ対策の協力を得るために、方針の策定や改訂の際に御意見をいただきたり、学校ホームページや各種PTA集会等により策定した方針の周知を図ったりする。

○様々な対策のうち、学校として重点的に取り組む対応策を絞る。

#### 自校のいじめ問題対策の重点項目を絞る

いじめの防止等	重点的な取組例	行動目標例
いじめの早期発見	「情報ステーション」の取組	・付箋に各教職員が得た情報（気になる行為、褒められる行為）を記入し担当者に提出。担当者が毎朝、P C掲示板に掲載する。
いじめの措置	対応は迅速に！組織で行う！	・授業等でからかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・いじめを発見したら過小評価せずに他の最低3名の教職員に相談するとともに管理職にも報告する。小さな声を重視する。

# ③「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方

## ①策定前の事前準備

「学校基本方針」策定に向けた事前準備は、いじめ対策委員会などの「組織」で行うこととなる。しかし、学校に「組織」を設置していない場合や「組織」の規模が大きい場合は、仮の作業部会で行う。いずれにしても、「組織」には全ての学年の代表が必ず参加していることが望ましい。

### アンケート等による学校の実態把握

#### 1)学校の実態把握

○自校の児童生徒の状況や児童生徒及び保護者の学校への要望や期待することなどを把握する。

- ・学校のいじめ問題に関する内容を中心としながらも、子ども理解に向け地域の特色や学校風土などの広い情報を収集する。
- ・数年分の学校評価アンケート（教職員、児童生徒、保護者など）や児童生徒対象の生活アンケートの結果を準備する。
- ・自校の生徒指導に係る過去数年分の記録（いじめの認知件数、暴力行為、不登校数など）、保健室来室・来談状況やスクールカウンセラーの児童生徒や保護者対象のカウンセリングの状況を把握するための資料を準備する。

○資料・記録から児童生徒を取り巻く環境の状況、学校の実態を把握する。

- ・学年や性別ごとの特徴を明らかにするとより良い。
- ・学校の実態を踏まえ、いじめ防止等の対策としてどのような対応を、どの程度の頻度で行うべきか考察する。
- ・「学校基本方針」の改定に当たっては、主觀で左右されることがない、上記資料や記録の変化を手掛かりとして行うことが望ましい。

### 自校の教育活動から取組内容を洗い出す

#### 2)取組内容の洗い出し

○自校の様々な教育活動の中から、「いじめの未然防止」や「いじめの早期発見」の手立てとなる取組を洗い出す。

- ・話し合いの重視など授業改善に関わる取組（「議論する道徳」や「小集団の話し合い活動」の実践など）
- ・児童生徒の規範意識の醸成、社会性の育成や集団づくりなどを目的とした取組
- ・児童生徒が主体となって行ういじめ対策のための取組
- ・生活アンケート、定期的な教育相談、スクールカウンセラーによるカウンセリング

○全教職員参加の校内研修会等で取組の振り返りを行い、学校として重点的に扱う必要がある取組を話し合いにより決定する。

## ②いじめ問題への取組年間計画の策定

PDCAサイクルによる年間計画の策定

各学校のいじめ問題の取組年間計画は、いじめの防止等の対策のために設置した「組織」で策定することが望ましい。「組織」には管理職の他に、教務主任、生徒指導主事、学年主任が含まれた方が議論や意思決定を円滑に行うことができる。状況に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーや相談支援リーダー、パートナー等にも参加してもらう。前述の事前準備で収集した資料・記録を検証し以下の内容を決めていく。

### 1)年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

PDCAサイクルを重視して取組を行う。そのためには、どの期間で検証を行うのか、それに応じて「取組評価アンケート」の実施や取組の検証を行うための会議、校内研修会などの開催時期を決定する。

札幌市教育委員会から各学校に毎年提出を求めている「いじめの問題への取組年間計画書」では、学期ごとを振り返りの期間としている。

### 2)取組内容等の検証のための「取組評価アンケート」の実施時期、その結果に基づく「組織」の会議の開催時期や、それを踏まえた校内研修会についての決定及び校種間連携等の実施時期の決定

例えば、「取組評価アンケート」を、7月、12月、3月をめどに実施する。中間的な評価を取組の改善に活かしたり、市教委や学校独自のいじめ調査の計画との兼ね合いを考えたりする。

年度当初には、教職員の異動等も考えられるため、新たなメンバーによる第1回目の「組織」会議を開催する必要がある。その後は、長期休業ごとに行い、場合によっては、進捗状況の確認のために主要な取組が終った後や各月で開催するなど学校の実情に応じて決める。

### 3)いじめの未然防止の取組の実施時期の決定

学校の実態や学校のいじめ防止対策の課題を踏まえ、策定した未然防止の取組を年間計画に位置付ける。学級単位で行うのではなく、全校共通や学年共通の取組を体系的・組織的に進めていく必要がある。

### 4)教育相談等の実施時期の決定

教育相談を計画的、定期的に実施し、児童生徒の様子を把握する。担任だけではなく、学年教師などによる個別面談なども考えられる。教育相談の方法については、子どもの発達段階に応じてスクールカウンセラーからの助言を参考にしながら、子どもに心的不安を与えないよう実施する。

実効的に対応する常設の「組織」の設置

いじめ問題の解消に向けた「組織」の役割

### ③「組織」の設置、役割、構成員の決定

いじめ防止対策推進法の第22条により、学校は単に基本方針の策定を求められるだけではなく、方針にある取組を実行に移す組織を置くことが義務付けられた。各学校においては、既に「生徒指導部会」等の組織を置いている場合もある。既存の組織を見直し、いじめ防止対策を実効的に行うことのできる組織として位置付けることもできる。

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする

以下に「組織」が果たすべき役割を示す。

#### 1)学校基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- 各取組が計画通り実施されているか、取組の様子を記録化とともに必要に応じて助言や支援を行う。  
(取組として、朝の登校観察、情報モラル教育や道徳の時間の推進、欠席日数の検証など)
- 取組の実施後の児童生徒、教職員等の振り返りについても適切に行われるよう支援する。

#### 2)教育相談の計画的実施

- 全児童生徒対象の個別面談の計画、スクールカウンセラーとのカウンセリングの受け入れを行う。
- 相談状況の集約及び分析を定期的に実施する。

#### 3)いじめに関わる情報の集約、いじめ事案が発生した際の「組織」の招集

- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合、過小評価せずに「組織」の情報集約担当に必ず伝える。情報集約担当は、管理職を含む「組織」内の構成員に迅速に伝える。
- 「組織」で対応すべき事案が生じた場合は「組織」を招集する。また、必要に応じて、関係の深い教職員を「組織」の構成員に加えるといった形で、柔軟に構成員を限定したり増やしたりする。
- 教職員全体から気になる情報を把握していないか聴取する。

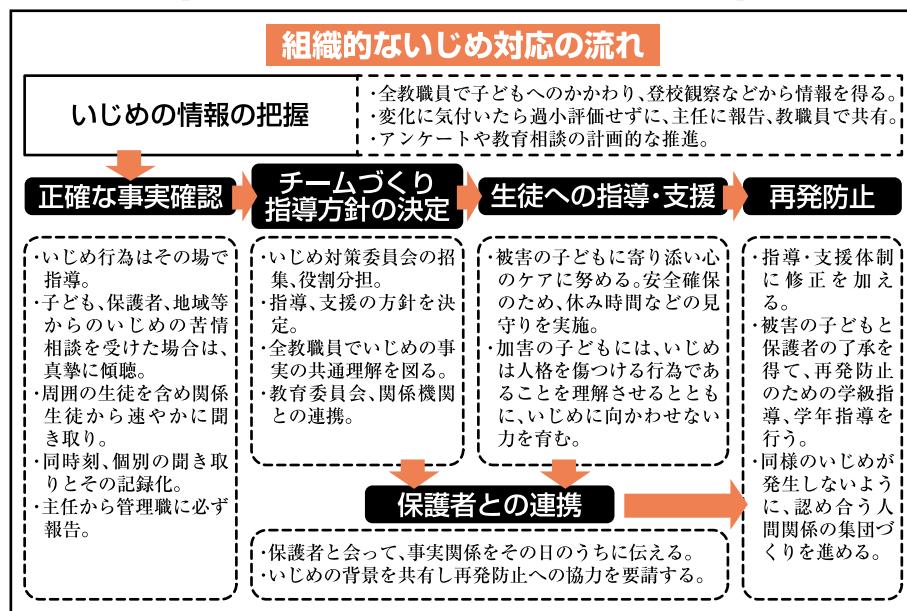
# 「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方



## 4)発見されたいじめ事案への対応

- ・事態を深刻化させないために早期解決を図るよう迅速に対応するとともに、対応について教育委員会に相談し助言を求めるべきかを判断する。
- ・正確な事実確認を行う。
- ・いじめの被害者である児童生徒やいじめを知らせにきた子どもの安全確保のための見守りや心のケアに努める。
- ・関係する児童生徒の保護者、全ての教職員に必要な情報を、適宜、提供していく。
- ・再発防止に向けた指導、支援を継続するとともに体制に修正を加える。

### 【学校における組織的ないじめ対応の流れ】



## 5)教職員の共通理解と意識啓発

「学校基本方針」の策定に当たっては、校内研修会を開催する、役割分担して策定に当たるなどして、全ての教職員が関わることが大切である。

また、「学校基本方針」が策定された後、事務職員、用務員なども含めて全ての教職員に対して、その趣旨や理解しておいてもらいたい点について説明することが必要である。

# ● ● 「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方

## 6)児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校基本方針」の策定に当たって、児童生徒や保護者・地域に対して、その趣旨や理解してもらいたい点について説明して意見聴取する。聴取した意見を「学校基本方針」に反映させる。

また、策定した「学校基本方針」を学校ホームページに公表したり、各種 P T A 集会で説明する機会を設けたりする。

加えて、取組の進捗状況や得られた成果、アンケートの結果やそれらを踏まえて改善した学校の取組についても、適宜、保護者や地域に情報発信していくことが有効である。

こうした一連の対応をすることで、いじめ問題が起こった際に、保護者や地域住民と学校が協力態勢を組みやすくなるのである。

## 7)「学校基本方針」の改善を図る

P D C A サイクルの考え方従い、年度末に「取組評価アンケート」等を実施し、その年度に実施した取組状況について検証していくことが大切である。そして、取組内容や取組方法の見直しを毎年継続して実施していくことで、学校の実情に応じた実効性のある「学校基本方針」となっていく。

## 8)重大事態への対応

- 重大事態の基準（いじめ防止対策基本法及び国の方針で規定）

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

- 重大事態が発生した場合、学校の「組織」を招集し、具体的な対応、学校や教育委員会が主体となって行う調査等について教育委員会の判断に応じて動く。